

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例

令和7年1月1日 施行

多発する金属盗難の防止と被害の迅速な回復を目的とする条例が施行されます。

規制対象となる特定金属類の売買等には公安委員会の許可が必要となります。

条例の規制対象品となり得る品目（一例）

電 線



グレーチング



マンホールの蓋



敷鉄板



足場板



銅板の建築材料



※このほかにも・・・

○ハンドホールの蓋

○消火栓の蓋

○防火水槽の蓋

○案内板に用いられる板

○橋、学校その他施設の名称が表示された板

※写真は屋根材

上記の金属類を業として売買・交換等する場合は、「特定金属類」か「古物」の必ずどちらかに該当します。

本来の使用目的で使えない廃製品
(切断・破損などしている)

特定金属類取扱業の許可



本来の使用目的でまた使える物品

古物営業の許可



特定金属類、古物の両方を取り扱う場合は、

「特定金属類取扱業」・「古物営業」の両方の許可が必要です！

※千葉県内に営業所がない県外事業者の方も県内で特定金属類の取引をする場合は、本条例の許可が必要です。

●既に特定金属類の売買等をしている既存業者の方も許可を取得しなくてはなりません。

令和7年6月30日までの経過措置期間を設けています。

●条例違反には罰則（最高懲役1年以下）や行政処分（許可取消し・営業停止）等があります。

■□詳しくは裏面をご覧ください。■□



千葉県警察



千葉県警察マスコットキャラクター

「シーボック」

